

産業構造審議会
商務流通情報分科会 割賦販売小委員会

報告書

～クレジットカード取引システムの健全な発展
を通じた消費者利益の向上に向けて～

<追補版>

(案)

平成 2 8 年 5 月〇日

目 次

第 1 章 平成 27 年報告書以降の状況変化と取組の進捗

1. 平成 27 年報告書とその後の状況変化を踏まえた検討
2. クレジットカード取引を巡るセキュリティ環境の変化について
3. 特定商取引法の改正状況
4. FinTech によるイノベーション促進への議論の進展
5. 平成 27 年報告書以降のその他の取組の進展

第 2 章 クレジットカード取引におけるセキュリティ対策強化について

第 1 節 個人情報保護法と割賦販売法との関係整理

1. 保護法益等
2. 措置の方向性

第 2 節 加盟店等のセキュリティ対策について

1. 基本的な考え方及び措置の方向性
2. 義務内容の具体的な在り方について
3. 義務履行の担保措置

第 3 節 アクワイアラー及び登録 PSP を通じた加盟店のセキュリティ対策強化

第 4 節 認定割賦販売協会を中心としたセキュリティ推進体制の構築

1. 基本的な考え方
2. セキュリティ推進体制等の構築

第 5 節 消費者理解の促進

第 3 章 改正特商法への割販法における対応について

第 1 節 規制対象の拡大について

第 2 節 電話勧誘販売における過量販売への申込みの撤回等の制度の導入について

第 3 節 取消権の行使期間の伸長等について

第 4 章 FinTech の活用による新たな業態への対応について

第 1 節 基本的な考え方

第 2 節 平成 27 年報告書における提言書等

第 3 節 加盟店等における書面交付義務の見直し等について

1. 従前の経緯
2. 基本的な考え方
3. 具体的な対応

おわりに

第1章 平成27年報告書以降の状況変化と取組の進捗

1. 平成27年報告書とその後の状況変化を踏まえた検討

産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、平成26年9月以降、クレジットカード取引を巡る消費者相談、情報漏えい、不正使用等の実態を踏まえ、クレジットカード取引に係る取引環境の変化に着目しつつ、法制上の措置の必要性の有無及び実務的取組みの推進方法等についての検討を重ねてきた。

その結果、クレジットカード取引システムの健全な発展を図り、クレジットカードを利用する全ての消費者の利益向上につなげるため、クレジットカード取引を利用することで便益を受ける消費者の利益保護と、消費者トラブルの未然防止や救済による消費者の利益保護の両立に配慮しつつ、政府に対してオフアス取引の一般化という取引構造の変化に対応した制度整備等を要請する報告書（平成27年7月3日産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～）（以下「平成27年報告書」という。）をとりまとめた。

本提言は、クレジットカード取引のセキュリティに関する「実行計画」の策定やリスクの増大、特定商取引法等の改正法案の国会提出等、その後の状況変化を踏まえ、法制上の措置の必要性等についてあらためて検討するため、本年4月、本小委員会を再開し、その検討結果を「平成27年報告書の追補版」としてとりまとめたものである。

2. クレジットカード取引を巡るセキュリティ環境の変化について

（1） 平成27年報告書

平成27年報告書においては、「とりわけセキュリティ対策については、法令等の制度整備による対応のみならず、取引に関与する各主体の取組を実務的に推進することが必要…「クレジット取引セキュリティ対策協議会」…の検討結果を踏まえ、我が国におけるセキュリティ対策の強化に向けた取組が進められることを強く期待する」との提言がなされたところである。

（2） 「クレジット取引セキュリティ対策協議会」による実行計画の策定

クレジット取引に関係する幅広い事業者等¹からなるセキュリティ対策の推進体制を構築し、その強化に向けた取組の加速を図ることを目的として、平成

¹ クレジットカード会社、決済代行業者（PSP）、加盟店・加盟店団体、国際ブランド、決済端末機器メーカー、セキュリティ事業者、情報処理センターが参加。日本クレジット協会が事務局を務め、経済産業省もオブザーバーとして参画。

27年3月に、「クレジット取引セキュリティ対策協議会」が発足し、下記①～③の3つの課題ごとにワーキンググループを設置し、計30回超の開催により検討を重ねた。

本協議会の枠組みは、各分野の事業者から実務担当者が議論に参画し、コンセンサスを形成するものであり、「マルチステークホルダー・プロセス」（後述）の考え方に沿ったものであったと評価される。

その検討結果をとりまとめ、本年2月23日に「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画－2016－」（以下「実行計画」という。）が策定され、2020年に向け、国際水準のセキュリティ環境の整備を目指し、以下3つの課題について各主体ごとに取り組むべき事項がまとめられた。

① クレジットカード情報の保護

クレジットカード番号等の情報漏えいを防止するため、加盟店においてはカード情報の「非保持」を原則とし、保有する場合には、カード会社及び決済代行業者（以下「PSP」という。）と同様、カード情報のセキュリティに関する国際規格「PCIDSS」²に準拠すること。

② 対面取引における不正使用対策

偽造カードによる不正使用を防止するため、カード及び決済端末をIC対応化すること。

③ 非対面加盟店における不正使用対策

ネット取引（EC加盟店）等でのなりすましによる不正使用を防止するため、事業者の業種や商材等に応じ、本人認証（「3Dセキュア」）やセキュリティコード等を始めとした多面的・重層的な対策を講じること。

本年4月には、同協議会の事務局である日本クレジット協会に新たに「セキュリティ対策推進センター」が設置され、2020年に向けて「実行計画」の実施が進められることとなっている。

（3） クレジットカード取引のセキュリティに関するリスクの増大

昨年6月の日本年金機構における個人情報漏えい事故等を受け、サイバーセキュリティ対策の強化が政府全体において喫緊の課題となっている。平成28年4月15日には、政府機関等のサイバーセキュリティ対策の抜本的強化を図るため「サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同月22日に公布されているところである。こう

² Payment Card Industry Data Security Standard 国際ブランドが共同で策定したカード情報に関するデータセキュリティの国際規格。ファイアウォールの設定やアクセス制限等、約400の要求事項から構成。専門機関による認証が原則。

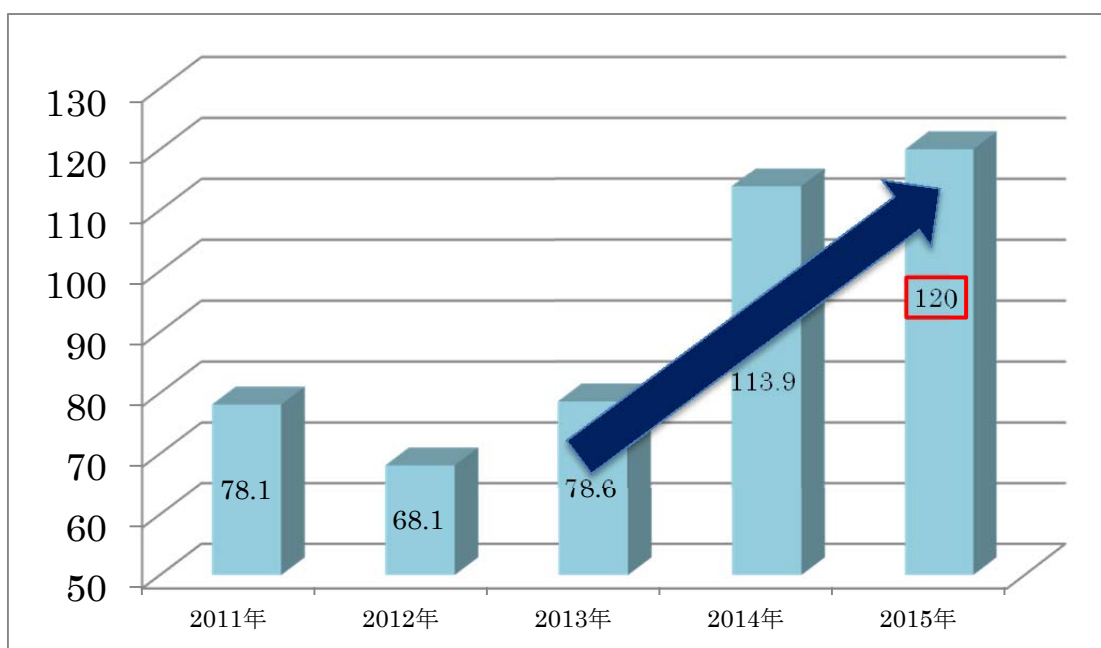
した中、サイバーセキュリティ戦略本部において、サイバーセキュリティ基本法に規定する重要社会基盤事業者の一つとして位置付けられているクレジット分野の事業者についても、更なるセキュリティ対策の強化が求められている

また、我が国同様、取組の遅れていた米国において、クレジット決済端末の IC 対応化が急速に進展する中で、我が国がセキュリティホール化し、偽造カードの不正使用リスクが国境を越えて流入してくる危険性が高まりつつある。

さらに、我が国の加盟店の POS システムに対するサイバー攻撃も平成 27 年の 1 年間で前年比の約 7 倍と急増しており³、平成 28 年 1 月には、加盟店の POS システムにおいて国内初のマルウェア感染による情報漏えいも発生している。

また、平成 27 年報告書を取りまとめた後も、加盟店からの大型漏えい事案が続発しており、さらに、不正使用被害額（年間）については平成 27 年には 120 億円（前年比 5 % 増）に達し、増加傾向が続いている（平成 24 年以降 3 年間で約 1.8 倍）。

（表）不正使用被害額の推移（億円単位：一般社団法人日本クレジット協会）



（４） 個人情報保護法改正

平成 27 年 9 月 3 日、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、生存する個人に関する情報であって「個人識別符号」（2 条第 2 項）を含むものについても「個人情報」に含められることとな

³ 平成 27 年の 1 年間に国内の POS システムに対する攻撃によるマルウェアの検出件数は 55 件（前年は 8 件）。平成 28 年 2 月のトレンドマイクロ株式会社調べ。

った（同条第1項2号）。

この改正に係る国会審議において、クレジットカード番号が個人識別符号に該当するかについても議論があり、個人識別符号を指定する政令の定めに従われることとなった。

3. 特定商取引法の改正状況

平成27年報告書においては、「適用対象の見直し等、特商法に係る検討状況を踏まえ、必要な場合には、割賦販売法（以下「割販法」という。）においても見直しを行うよう、政府において検討を継続すべきである」との提言がなされていたところである。

平成28年3月4日には、国会に「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「改正特商法」という。）が提出され、5月25日に成立したところである。この改正特商法には、規制対象の拡大、電話勧誘販売における過量販売への申込みの撤回等の制度の導入、不実告知等の場合の取消権の行使期間の伸長等、割販法上の規定と関係し得るものが含まれていることから、今般、本小委員会において、割販法における見直しの要否について検討を行った。

4. FinTech によるイノベーション促進への議論の進展

第1回割賦販売小委員会でも、スマートフォンをクレジットカード端末として利用する「移動可能端末等決済事業者⁴」が俎上に上がったが、第2回割賦販売小委員会において、「サービスとしての成長の可能性に十分留意しつつ、クレジットカードに係るトラブル実態の分析の中で課題の有無を検討」することとされていた。

その後、このような移動可能端末等決済事業者に代表される FinTech（IT を活用した革新的な金融サービス事業）の台頭により、IoT・ビッグデータ・人工知能といった技術革新が既存の金融と産業のあり方を大きく変えつつあることが注目され始め、平成27年10月には経済産業省においても「産業・金融・IT 融合に関する研究会（FinTech 研究会）」が発足し、政策上の課題や対応の方向性について検討が進められた。その中で、クレジットカード分野における FinTech によるイノベーションを促す規制・制度環境整備としての割販法の改正と、その動きが他の法領域にも横断的に波及することへの期待が示されているところ

⁴ スマホ決済事業者とも呼ばれる。スマートフォンやタブレット等に「 dongle」と呼ばれる決済専用器具を装着し、クレジットカード決済端末として利用することをサービスとして提供する者をいう。アクワイアラーと加盟店との間に介在する業者の一種である。

である。⁵

このような状況を踏まえ、情報処理を基本要素とし、９０年代後半から FinTech の参入が進んでおり、「FinTech の先行分野」とも言えるクレジットカード取引を所管する割賦法においても、改めて、FinTech によるイノベーションを促進する観点から必要な対応について検討を行った。

なお、平成２８年３月４日には、FinTech を含め金融関連 IT 企業等への銀行の出資の容易化等を内容とする、銀行法や資金決済法の改正案（「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」）が国会に提出され、５月２５日に成立したところである。

５．平成２７年報告書以降のその他の取組の進展

（１） 国際ブランドとの連携による悪質加盟店対策

平成２７年報告書における、「主に海外アクワイアラー経由の取引について、海外アクワイアラー・加盟店の是正等の実務的な協力を求める。」との提言を受け、違法取引等により日本の消費者に対して著しい損害を与える国内外のカード加盟店等を排除するため、平成２８年４月１２日には、国際ブランドと経済産業省の連携により、こうした悪質加盟店等と契約している海外アクワイアラーを通じた是正指導等の必要な対応を行っていくことについて合意がなされた（別紙１）。

（２） 国民生活センター等との連携による悪質加盟店対策

平成２７年報告書における、「本報告書で提言する各制度が整備された場合、これを効果的、効率的に運用するため、…独立行政法人国民生活センターにおいて収集している相談・苦情情報の有効活用等を推進すべきである。」との提言を受け、国民生活センター、認定割賦販売協会及び経済産業省が連携し、国民生活センターの苦情情報（PIO-NET）を、カード会社等による加盟店調査、苦情対応調査のための端緒情報として活用することで、問題のある加盟店に対する是正・排除を早期に行い、消費者の利益の保護、安全・安心なクレジット取引の実現を図るための取り組みが開始されることとなった（別紙２）。

⁵ 平成２８年４月１９日に自由民主党政務調査会においてとりまとめられた提言書「FinTech を巡る戦略的対応（第一弾）」においても、「政府においても、金融関係の法制度や監督の面で、必要に応じた対応が図られる必要がある。その際、既存の法制度の枠組みに必ずしも囚われず、FinTech の新しい技術やイノベーションをいかに伸ばすか、並びに、利用者にとっての安心・安全、システムの安定性の確保の観点に立って、法制面での環境整備を進めるべきである。…また、例えば、クレジットカード分野においては、割賦販売法を見直し、技術力・信頼度の高い決済代行業者に新たに法的な位置付けを与えることなどにより、その IT 技術を活かし、ネット取引の利便性向上等に寄与するイノベーションを促す環境を創ることが重要である。」と記載されている。

第2章 クレジットカード取引におけるセキュリティ対策強化について

クレジットカード取引のセキュリティに関しては、割販法の平成20年改正によって、イシューアー及びアクワイアラーに対し番号等の情報管理が義務づけられている。また、平成27年報告書においては、加盟店等について番号等情報管理の努力義務を措置すること等が提言されていたところである。

その趣旨を踏まえつつ、前述の通りクレジット取引セキュリティ協議会において「実行計画」が策定され、2020年に向けて実行段階に入ったところであるが、クレジットカード取引に対するセキュリティリスクの高まり等、直近の状況に鑑みれば、クレジットカード取引システムの信頼を確保するにあたって、これらの措置では必ずしも十分とは言えない。

また、平成26年5月に情報セキュリティ政策会議で決定された「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」に示された「重要インフラにおけるサービスの持続的な提供」の確保のためには、カード情報の機密性の維持と同様、不正使用の横行による機能不全（被害負担による高コスト化等を含む。）の回避を図ることも重要である。

また、通常、カード会員規約において、カードの管理責任は会員（消費者）にあるとされており、紛失・盗難の場合の不正使用の責任は原則会員が負うのに対し、加盟店等からの情報漏えいについては、消費者に何ら帰責性はなく、その被害を負担させるべきものではないという点にも留意が必要である。

このような観点を踏まえ、クレジットカード取引のセキュリティに係る各論点について、具体的には以下のように考えるべきである。

第1節 個人情報保護法と割販法との関係整理

1. 保護法益等

個人情報保護法は、プライバシー等の人格権や財産権等広く個人の権利利益の保護を目的としており、個人情報を取り扱う民間事業者に対して、個人情報について利用目的の範囲内での取り扱いや個人データの第三者提供の制限と安全管理措置を講じること等の規律を定めている。個人情報の取り扱いに当たってはその有用性に配慮することとされ、例外規定等も設けられている。

これに対し、割販法におけるクレジットカード番号等の適切管理義務は、取引インフラとしてのクレジットカードの信用秩序を維持し、利用者の信頼を確保する観点から、クレジットカード番号等の不正使用・流出を防止する必要性が特に高いものであるという理由に基づき、平成20年の割販法改正により導入されたものである。

割販法は、クレジットカード番号の不正使用・流出による個々の利用者の財

産被害の防止のみならず、クレジットカード取引システムの信頼性維持という個人の権利利益にとどまらない社会的法益も保護している点で、個人情報保護法とは保護法益が異なるものと言える。

また、特に不正使用被害防止については、個人情報保護法においては特段の措置は規定されていない。

2. 措置の方向性

個人情報保護法において、個人情報としての適正な取り扱いの確保の観点から、クレジットカード番号を「個人識別符号」として政令指定するか否かが議論されているが、個人情報保護法と割販法の上記のような保護法益や措置内容の違いや、決済のために転々流通するカード番号の特性を踏まえ、クレジットカード番号等の情報漏えい及び不正使用の防止を実効的に図るにあたっては、個人情報保護法の適用関係の如何にかかわらず⁷、割販法で以下のような措置を講じることが必要である。

第2節 加盟店等のセキュリティ対策について

1. 基本的な考え方及び措置の方向性

(1) クレジット取引のセキュリティ強化の必要性

クレジット分野の事業者は、サイバーセキュリティ戦略本部において、サイバーセキュリティ基本法に規定する重要社会基盤事業者の一つとして位置付けられており、キャッシュレス社会の主要な取引インフラとしての重要性も増している。

加盟店からのカード番号等の大型漏えい事件の続発や不正使用被害額の増加傾向、我が国のセキュリティホール化の懸念、近時のPOSシステムに対するサイバー攻撃の増加等、我が国のクレジットカード取引に対するセキュリティリスクの高まりに対し、クレジットカード取引システムの信頼性を確保するため、クレジットカード取引に関わる全ての事業者が当事者意識を持って必要な対応を行うよう、実効的な対応措置を講じることが喫緊の課題である。

こうした課題に対応するため、2020年に向けて国際水準のセキュリティ環境の整備を目指して、幅広い関係事業者が参画したクレジット取引セキュリティ対策協議会で策定された「実行計画」の実効性を確保するための法制上の

⁷ 本小委員会においては、昨年9月の個人情報保護法改正を受けて、仮にクレジットカード番号が「個人識別符号」として政令指定され、同法が適用されることとなった場合には実務上支障が生じるとの懸念も指摘された。また、カード番号が個人情報保護法の対象とならないこととなった場合であっても、例えばEU域内の消費者のカード番号等の個人データを扱う国内事業者については、EUの一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）が適用されることに留意が必要であるとの指摘があった。

措置を講じることが求められる。

(2) クレジットカード番号等の情報管理

こうした状況を踏まえ、「実行計画」の第一の柱であるクレジットカード番号等（以下「番号等」という。）の管理については、個人情報保護法の改正により取扱個人情報の件数による裾切りがなくなり、中小企業も含め全ての事業者に安全管理が義務づけられたこととのバランスも考慮し、加盟店等に対しても、努力義務にとどまらず、義務（違反に対して一定の制裁措置が規定されるもの）を課し、クレジットカード情報の保護（不正アクセス等による漏えい防止）を図ることが適切である。

(3) 不正使用の防止

番号等の情報管理は、情報漏えい自体を防止することにより不正使用の根本原因の抑止に繋がるものである。他方、情報漏えいの完全な防止は現実には困難であり、海外での情報漏えいを契機に国内で不正使用が発生しうる等の限界もあることに鑑みれば、不正使用の横行による機能不全を防止し、クレジットカード取引システムの信頼を確保すべく、加盟店に対してクレジットカードの不正使用対策義務を課し、正当な権利者（本人）以外の者による不正使用防止（対面取引における偽造カードの使用防止と非対面取引におけるなりすましの防止）を図ることが適切である。

(4) 配慮事項

上記（2）番号等の情報管理及び（3）不正使用対策（以下「セキュリティ対策」と総称する。）の義務付けに関し、その具体的な水準や履行方法の規律の仕方等を検討するに当たっては、以下の点に配慮が必要である。

- ① 加盟店数は全国で数百万とも言われ、その業種や規模もきわめて多様であることを踏まえ、一律の規制を課すことで加盟店に過剰な対応を強いることとならないようにすること。
- ② キャッシュレス社会の実現に向け、「コストと安全性」の適切なバランスを図ること。
- ③ 関係事業者に混乱を生じさせないという観点から、既に関係主体間に広く共有され、かつ、一定の効果が期待される民間主体の実務上の指針等と整合性を図ること。

(5) リスクベースの考え方

上記（4）の観点を踏まえ、セキュリティ対策の義務付けの水準については、クレジットカード取引の信頼性確保のため、関係事業者に対し過不足のない措置を求めるため、個々の事業者に対し、「（各々の）リスクに応じた措置」を求める考え方を採用することが適切である。⁸

⁸ なお、個人情報保護法の「安全管理措置義務」（20条）に関して、「本人の個人デー

このように「リスクに応じた措置」を求めることは、特に中小企業等の事業者における過剰な負担の回避にもつながるものである。

具体的には、以下のような措置を講じることが適切である。

- ① 番号等情報管理については、クレジットカード番号等を保有する全ての事業者（加盟店、PSP、その他サービスプロバイダー等）に対し、リスクに応じた法的義務を課すこと。
- ② 不正使用対策については、業種・業態、取扱商材、取扱件数等を勘案し、それぞれのリスクに応じた対応を加盟店に義務付けること。

（６） 個々の事業者におけるリスクレベルの判断

具体的なリスクレベルの判断については、番号等情報保護と不正使用対策でも違いがあることにも留意が必要である。例えば、不正使用対策については、業種・業態、取扱商材、取扱件数、販売方法や不正使用被害の傾向、最新の攻撃手口等を踏まえる必要があるのに対し、番号等情報保護については、保有している番号等の情報量やその保有状況等が重要な要素となりうる。

各事業者におけるリスクに応じて求められるセキュリティ対策が十分かどうかの判断主体については、最終的には法執行の責任主体である行政ということとなるが、一次的には、各事業者が自ら評価し、必要な対策を講じることが求められる。

また、個々の事業者が各々のリスクレベルに応じて求められる措置について適切な判断を行うためには、リスクレベルの判断のための客観的な物差しを共有することが必要である。個社で収集できる情報には限界があることから、セキュリティの専門機関や国際ブランド等からの情報発信を含め、リスクに関する情報共有を積極的に図ることが重要である。

（７） 国際ブランドルールとの関係

国際ブランドルールとの重複を懸念する指摘もあったが、国際ブランドルールにおいては、基本的に各国法が優先されることとなっているため、両者の矛盾や重複により事業者への過剰な負担となることは想定されない。また、「実行計画」の策定に当たっては、国際ブランド各社も議論に参画しており、その実施に当たって必要な協力を行うこととなっているため、実務レベルでの整合

タが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。」（個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（平成26年12月12日厚生労働省・経済産業省告示第4号）、経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン（平成21年10月9日経済産業省告示第301号））という、リスクベースの考え方が採用されている。

性確保も図られるものと考えられる。

2. 義務の内容の具体的な在り方について

(1) セキュリティ対策の義務付けに関する留意点

加盟店等に対し、セキュリティ対策を義務付けるに当たっては、上記の通り「リスクベース」の考え方を基本としつつ、「不正を企図する攻撃者に対し、多面的かつ一般には公開できない取組を行うことが必要であり、技術自体も日々進歩するものであるから、法令等により特定の技術的手段を求めることにはなじまない面がある」（平成27年報告書）という点にも留意した制度設計を行うことが適切である。

(2) 「性能規定」の考え方

製品安全・保安分野においては、技術進歩や新製品へのより柔軟な対応を可能とするため、製品等が満たすべき技術基準について国が寸法・数値、形状、材質、計算式等の詳細を定める「仕様規定」から、製品安全・保安に不可欠な性能のみを定め、当該性能を実現するための具体的な手段・方法など問わないとする「性能規定」への転換が図られている⁹。

これにより、従来、法令等により規定されていた材料の規格、数値、計算式などの詳細については、各事業者の自主的判断に委ねられ、技術開発の促進にもつながるとされている。

また、「性能規定」である基準に適合しているか事業者が判断する際の指針として、最新の技術を活用して民間が定める規格を「整合規格」として積極的に採用し、公表することとしている（以上、別紙3）。

(3) 措置の方向性

クレジットカード取引のセキュリティ分野においても、「利便性と安全性」あるいは「コストとセキュリティ」の両立という課題を、技術の力で解決することが重要であり、技術革新の果実を迅速に取り込んでいくダイナミックな仕組みを作ることが求められる。

こうした観点から、製品安全・保安分野におけるいわゆる「性能規定」の基本的な考え方を取り込むことが適切である。法令においてはセキュリティ確保に不可欠な機能（情報漏えい防止と不正使用防止）のみを定め、その実現手段・方法については、最新の技術を活かした各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとすることで、各事業者の判断に基づいて、より適切なセキュリティ対策を講ずることができるようにする必要がある。

他方、事業者にとっては法令遵守の観点から予測可能性が確保されることも

⁹ 例えば、電気用品分野については、「電気用品安全法技術基準体系等見直し基本計画」がある。

重要であるため、「このやり方であれば、法令上の義務を満たす」ものとして、例えば自主規制機関のガイドラインとして標準的な対策を示すとともに、技術進化の状況に応じ、機動的にこれを見直していくことが適切である。まずは、関係事業者による実務的な検討を経て策定された「実行計画」のうち具体的な対策に関する部分を、セキュリティ対策に係る義務履行方法に関する事業者向け指針として位置付け、国としてもその着実な実施を後押ししていくことが求められる。

また、セキュリティ対策を義務付ける制度の円滑な実施を図るため、その趣旨や制度概要について、加盟店等の関係事業者に対して十分な周知を図っていくことが重要である。

3. 義務履行の担保措置

セキュリティ対策については、加盟店等における義務の履行を担保するため、特に番号等情報管理や不正使用対策の対応状況が著しく不十分である場合にも的確に対応できるよう、指導や勧告、報告徴収や改善命令等の行政処分から、命令違反の場合の罰則規定まで、段階的な措置を講じられるようにしておくことが適切である。

また、消費者に対する情報提供の観点からも、義務に違反している加盟店等に関する公表制度の導入を検討すべきである。

第3節 アクワイアラー及び登録 PSP を通じた加盟店のセキュリティ対策強化

平成27年報告書では、アクワイアラーに必要的登録制、PSPに任意登録制を導入した上で、登録を受けたこれらの者（以下「アクワイアラー等」）に対し、主に悪質加盟店の排除を目的として加盟店調査義務を導入することが提言されているところである。

この措置は、「悪質加盟店の是正・排除を通じた加盟店網における適正なクレジットカード利用環境維持」を目的とするものであり、アクワイアラー等がいわば「加盟店網のゲートキーパー」として、加盟店に対する適切なスクリーニング機能あるいはモニタリング機能を担うという考え方に基づくものである。

クレジットカード取引システム全体のセキュリティを確保することも、「加盟店網における適正な利用環境維持」のための重要な要素であることに鑑みれば、加盟店等に対するセキュリティ対策の義務付けに併せて、アクワイアラー等による加盟店調査においても、加盟店等における対応状況を確認し、必要に応じ、是正指導や加盟店契約の見直し等の適切な対応を求めていくことが妥当である。

その際、上記のように加盟店等のセキュリティ対策に関してリスクベースの

考え方を採用することに合わせ、アクワイアラー等による加盟店調査の具体的な在り方についても、「リスクベース」の考え方に基づいて、加盟店ごとのリスクに応じた対応を求めることが適切である。

また、具体的な調査方法の検討に当たっては、国内アクワイアラーにおける加盟店審査実務を踏まえ、過剰な対応コストを生じさせないように配慮し、制度の実効性を確保することが重要である。

こうした観点から、悪質加盟店排除のための加盟店調査と同様、「特定の調査項目を法令上列挙してこれについての調査のみを求めるという考え方よりは、各アクワイアラー等が自社の営業実態やノウハウに応じ、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせた調査体制を整備できるよう、双方を総合して一定水準を確保することを許容する」（平成27年報告書）という「性能規定」的な考え方を採用すべきである。例えば、加盟店の有する決済端末がＩＣ対応の決済専用端末であるか否かを確認する等、実行可能で合理的な調査方法を検討すべきである。

その上で、アクワイアラー等において加盟店調査に関し整備する体制について、認定割賦販売協会において具体的な指針・ガイドラインを示すことが期待される。

その中で、省エネ分野における「トップランナー方式」¹⁰を参考に、例えば、必須事項とともに、ベストプラクティスから抽出した推奨事項を段階的に示すことにより、必要最小限の水準を確保しつつ、各アクワイアラー等がこれに基づくセルフチェックにより自社の対応状況を客観的に認識できるようにすることで、各社の改善努力を通じて継続的なレベルアップを促していくことが適切である。

なお、この加盟店調査義務については、加盟店における情報漏えい事故等の発生について、アクワイアラー等に結果責任を求めるものでないという点には留意が必要である。

法執行の現場においても、「キャッシュレス推進のための安全・安心確保」という基本的な政策目的や、「リスクベース」及び「性能規定」の考え方を踏まえ、関係事業者の創意工夫による多様で柔軟な対応を阻害したり、過度な負担を課すような硬直的な運用とならないよう、十分に配慮することが求められる。

¹⁰ 機器等のエネルギー消費効率の基準の決め方の一つで、基準値策定時点で最も高い効率の機器等の値を超えることを目標とした最高基準値方式のこと。「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）において、製造事業者等の努力義務として判断基準が示されている。

第4節 認定割賦販売協会を中心としたセキュリティ推進体制の構築

1. 基本的な考え方

クレジットカード取引のネットワーク全体のセキュリティを確保するためには、取引に関わる多種多様なステークホルダーが目標を共有しつつ連携し、最新の技術動向やリスク環境の変化に応じて継続的に取り組んでいくことが不可欠である。

この点に関しては、いわゆる「マルチステークホルダー・プロセス（Multi-stakeholder Process : MSP）」の考え方（別紙4）を踏まえることが適切である。

マルチステークホルダー・プロセスとは、三者以上のステークホルダーが、対等な立場で参加・議論できる会議を通し、単体もしくは二者間では解決の難しい課題解決のために、合意形成などの意思疎通を図るプロセスをいう。1980年代後半の環境分野における「持続可能な発展」に関する国際的議論の中で展開され、その後消費者問題等の様々なテーマに適用されてきた考え方である。

この考え方が妥当する条件としては、①参加主体間に対話が不可能であるまでの対立が発生していないこと、②取り扱われるテーマがある程度具体性を帯びているものであること、③最終目的が参加主体間で共有され、かつ、対話を経ることにより目的が達成される合理的な可能性があること、が挙げられるが、クレジットカード取引ネットワーク全体のセキュリティ確保は、まさにこれらの条件に合致するものと考えられる。

また、このプロセスによって得られるメリットとしては、①参加主体間の信頼関係の醸成、②対話の成果に対する社会的な正当性（Legitimacy）の獲得、③主体的行動の促進、④全体最適の追求等が挙げられる。これらは、クレジットカード取引ネットワーク全体のセキュリティ確保の実効性を効率的に高めることに資するものと考えられる。

実際、「クレジットカード取引セキュリティ対策協議会」は、幅広い関係事業者（「マルチステークホルダー」）が参画し、2020年に向けた目標を共有しつつ、実務面及び技術面から検討を行ったことにより、実効的かつ具体性の高い「実行計画」を取りまとめることができたと評価できる。

この「実行計画」を実際に進展させていくためには、各ステークホルダーの主体的行動のみに期待するのではなく、一定の求心力を有する主体を中核として位置付け、継続的な推進のための体制を構築することが効果的であると考えられる。

2. セキュリティ推進体制等の構築

上記1. の考え方に基づき、割販法上の自主規制機関であり、かつ、クレジ

ット取引セキュリティ対策協議会の事務局として「実行計画」の策定においても中心的役割を果たしてきた認定割賦販売協会（日本クレジット協会）の法定業務として、「セキュリティ対策の推進のために必要な業務」を追加し、2020年に向けた実行計画の確実な実行と、その後の更なるセキュリティ強化の取組を推進する「マルチステークホルダー・プロセス」の中核として位置づけることが適切である。

その上で、認定割賦販売協会においては、今後、事業者に対して「どのような対策を講じれば十分か」についての具体的な指針を示すとともに、対策不備の場合の責任関係についての考え方等を示すため、行政とも連携し、「マルチステークホルダー・プロセス」によるセキュリティ対策に関するガイドライン（民間規格）あるいは加盟店契約におけるモデル条項等の策定を行うことが期待される。

「マルチステークホルダー・プロセス」の運営に当たっては、幅広い関係者に対し、適切なアクセスの機会が与えられるよう、配慮することが重要である。

また、アクワイアラー等の加盟店調査義務についても、セキュリティ確保や消費者保護の観点から、認定割賦販売協会において同様の役割を果たすことが期待される。

第5節 消費者理解の促進

クレジット取引におけるセキュリティを確保するため、特に不正使用対策を実施するに当たっては、事業者側の対応に加え、暗証番号やパスワードの登録・入力など、消費者側の一定の対応も必要となる。この点に関し、セキュリティ対策の導入が利便性に対する一定の制約となり、販売機会の逸失につながることを懸念する事業者もあり、対策の普及を図る上での課題となっていることに留意する必要がある。

また、セキュリティに関し、我が国消費者の意識は、現状、必ずしも高くないのではないかと指摘もあった。

こうした観点を踏まえ、クレジット取引におけるセキュリティを確保するための対策の必要性について、消費者の理解を増進し、その協力を得ることが欠かせない。

例えば食品安全分野において、専門家によるリスク評価と消費者とのリスクコミュニケーションが必要とされているが、クレジット取引のセキュリティに関しても、関係事業者による実務的検討とともに、セキュリティ対策の必要性や基本的知識（磁気端末とIC対応端末の違い等）について消費者との緊密なコミュニケーションを通じ、意識啓発や理解増進を図ることが重要である。

こうした観点から、加盟店におけるカード端末の IC 対応化等、セキュリティ対応状況に関する消費者への情報発信（「見える化」）を推進するとともに、セキュリティ対策の検討のための「マルチステークホルダー・プロセス」においても、必要に応じて、消費者とのリスクコミュニケーションの促進を図ることが重要である。

第3章 改正特商法への割販法における対応について

改正特商法に含まれる規制対象の拡大、電話勧誘販売における過量販売への申込みの撤回等の制度の導入、取消権の行使期間の伸長等を踏まえ、割販法では以下のような措置を講じるべきである。

第1節 規制対象の拡大について

今般の改正特商法においては、規制対象が拡大され、従前の指定権利に「社債その他の金銭債権」及び「株式等の社員権」を適用対象として追加したものを「特定権利」とすることとされている（改正特商法2条第4項）。

割販法においても、訪問販売等の特商法対象取引に係る個別信用購入あつせんについては、その定義規定において指定権利制が採用されている。

両法の指定権利制の内容は、従前から同一の内容ではなく、両法の改正経緯を見ても、それぞれの具体的な立法事実を踏まえて必要な範囲で規制対象を拡大してきているところである。また、現在、金銭債権や社員権に係る個別信用購入あつせんについての消費者被害事例も確認されていない。

したがって、現時点では、割販法での規制対象の拡大は行わないものとし、今後仮に消費者被害事例が確認される等必要が生じた場合に改めて検討することが適切である。

なお、今回の法改正に当たり、特定商取引法における「役務」について、老人ホーム事業者が販売する老人ホーム利用権やCO₂排出権取引等を含む広い概念であるとの解釈がとられていることを踏まえつつ、個別信用購入あつせんに関する消費者被害の発生状況に応じ、割販法の解釈においても、適切な対応をとるべきである。

第2節 電話勧誘販売における過量販売への申込みの撤回等の制度の導入について

今般の改正特商法においては、電話勧誘販売について、訪問販売における規定（改正特商法9条の2）と同様に、過量販売の場合の申込みの撤回等の制度を導入することとされている（改正特商法24条の2）。

割販法上は、訪問販売の過量販売に個別信用購入あつせんが利用された場合に、当該個別信用購入あつせんについても申込みの撤回等を認める規定を設けている（35条の3の12）。

この規定の趣旨は、訪問販売の過量販売について特商法上の申込みの撤回等が行われた場合に、当該販売に係る個別信用購入あつせんについても割販法に基づく申込みの撤回等を認めることにより、既払金の返還を実現し、もって消

費者を救済する点にある。

電話勧誘販売の過量販売に個別信用購入あつせんが付された事案についての消費者相談は一定数確認されているところ、今回の改正特商法によって電話勧誘販売についての申込みの撤回等の制度が導入された場合、仮に割販法において何ら手当がなされていなければ、特商法上の申込みの撤回等がなされたにもかかわらず、消費者は当該販売に係る個別信用購入あつせんについて割販法に基づいて既払金の返還を求めることができなくなってしまう、消費者救済の観点から妥当とは言えない。

したがって、電話勧誘販売の過量販売に係る個別信用購入あつせんについては、今般の改正特商法と平仄を合わせ、割販法上も申込みの撤回等の制度を導入すべきである。

第3節 取消権の行使期間の伸長等について

(1) 特商法の改正内容

今般の改正特商法においては、訪問販売等における販売業者等による不実告知等の場合の取消権について、現行法では6か月とされている取消権の行使期間を1年に伸長するとともに、取消権を行使した場合の消費者の返還義務の範囲を現存利益の限度とする等の規定を導入することとされている(改正特商法案9条の3第4項、第5項等)¹¹。

(2) 行使期間の伸長について

割販法上は、訪問販売・電話勧誘販売に係る個別信用購入あつせんについて、販売業者等により個別信用購入あつせんに関し不実告知等が行われた場合の個別信用購入あつせんの取消権が定められている(35条の3の13¹²)ところ、同条に基づく取消権の行使期間は6ヶ月とされている(同条第7項)。

当該取消権の趣旨は、訪問販売等が不実告知等を理由として特商法に基づいて取り消された場合に、個別信用購入あつせん業者が販売業者等に与信契約締結の勧誘等の行為を行わせていることに基づいて、当該訪問販売等に係る個別信用購入あつせんについても、割販法に基づく取消しを認めることにより、既払金の返還(同条第4項)を実現し、もって消費者を救済する点にある。

今回の改正特商法によって訪問販売等における不実告知等の場合の取消権の行使期間が1年に伸長された場合、仮に割販法において何ら手当がなされて

¹¹ 消費者契約法における取消権についても、平成28年3月4日に国会に提出された「消費者契約法の一部を改正する法律案」(以下「改正消契法」という。)が5月25日に成立し、同様の改正が行われたところ(7条第1項、6条の2)。

¹² 特定連鎖販売個人契約、特定継続的役務提供等契約、業務提供誘引販売個人契約に係る個別信用購入あつせんについては、35条の3の14、35条の3の15、35条の3の16に同趣旨の定めがある。

いなければ、特商法上の取消権が行使されたにもかかわらず、割販法上の取消権の行使期間を過ぎてしまい、結果として消費者が割販法に基づいて既払金の返還を求めることができない場面が生じ得るところ、これは消費者救済の観点から妥当とは言えない。

したがって、不実告知等の場合の取消権の行使期間については、改正特商法と平仄を合わせ、割販法上の取消権の行使期間についても、1年に伸長すべきである。

(3) 消費者が返還すべき「現存利益」について

割販法では、不実告知等を理由として取消権を行使した場合において、消費者に著しく不利な解釈に基づく清算関係が強いられることのないよう、三者間の清算関係の簡易迅速な一挙解決を図るべく、契約取消しの効果に関する特則として、立替金や既払金に係る事業者の返還義務について規定している（35条の3の13第2項ないし4項）。一方、このような場合における消費者の返還義務に関する規定はない。

① 「訪問販売等により給付された物や役務による消費者の利得」については、今回の特商法改正によって、消費者の返還義務は現存利益に限定されることになると考えられる。

② 他方、「個別信用購入あつせん自体による消費者の利得」について考えると、その中核は「立替払いを受ける利益」であるところ、消費者が割販法に基づき個別信用購入あつせんについて取消権を行使し、かつ、販売契約についても取り消した場合等について、消費者が個別信用購入あつせん業者に対して立替金返還義務を負わないことは、割販法上明らかである（35条の3の13第2項）。

また、現行割販法の解釈上、「与信契約（支払指図を含む。）及び販売契約等が双方とも無効となった場合には、販売代金債務はそもそも発生しなかったこととなるため、個別信用購入あつせん業者による立替金の交付により購入者等は販売代金債務の消滅という利得を受けていないこととなり、そもそも個別信用購入あつせん業者が購入者等に対して不当利得返還請求をすることができるのかについて疑義が生じ得る。」¹³とされており、取消し時に消費者が返還すべき「個別信用購入あつせん自体による消費者の利得」が存在するという解釈を前提とはしていないものと解される。

さらに、取消権を行使した消費者は立替金返還義務自体を負わない以上、「立替金の運用利益」等を観念して消費者に返還義務が生じると解

¹³ 「平成20年版割賦販売法の解説」（経済産業省商務情報政策局取引信用課編）230頁

するのも不自然である。また、「立替払によって受けた一定期間の支払猶予」といった時間的利益を利得と解するとしても、その金銭評価として期間に応じた法定利息等を観念するとすれば、実質上「立替金の運用利益」等についての返還義務を肯定することと同旨となり、やはり不自然である。

したがって、消費者は立替金返還義務を負わないとする３５条の３の１３第２項の法意によれば、不実告知等を理由とする同条第１項による個別信用購入あつせんの取消しの場合、そもそも消費者が返還すべき「個別信用購入あつせん自体による消費者の利得」は、原則として存在しないものと解される。

- ③ 以上より、今般の改正特商法及び改正消契法において措置されている消費者の返還義務を現存利益に限定する規定については、割販法において直ちに同様の規定を設ける必要性があるとは言えないため、割販法での措置は講じず、今後必要性が認められた場合に、改めて制度上の措置を検討することが適切である。

第4章 FinTech の活用による新たな業態への対応について

第1節 基本的な考え方

クレジットカード取引等によるキャッシュレス化の推進は、商取引の活性化や新たなビジネスの創出にも資するものであり、また、インバウンド需要を取り込むための環境整備としても、我が国にとって極めて重要な政策課題である¹⁴。

また、取引情報（消費者及び加盟店の行動情報）の電子データ化は、家計管理や資産管理等、決済以外の FinTech 企業の活動領域においても基盤となるビッグデータの充実化のためにも重要である。このような観点から、クレジットカードを始めとする BtoC の決済分野は、FinTech 企業の分野横断的な活躍の前提となる情報基盤を整備する上でも極めて重要な分野であると指摘されている。

他方で、決済サービスに関して我が国では特に確実性や無謬性が求められ、FinTech による新たなサービスの普及には消費者からの信頼獲得がカギとなるため、制度整備に加え、消費者の理解の促進が課題であるとの指摘もある。

これらの指摘も踏まえ、割販法の在り方を検討するに当たっては、IT 環境の変化を踏まえつつ、クレジットカード取引の健全な発展や消費者利益の保護といった割販法の法目的の効果的な実現に資するよう、FinTech 企業によるイノベーションを促す方向で、必要な見直しを行うべきである。

第2節 平成27年報告書における提言等

FinTech 企業によるイノベーションを促進する環境整備のため、FinTech による新たなサービスに対応した規制・制度の枠組みへの転換を図り、その発展を促すことが課題となる。

クレジットカード取引における FinTech 企業の代表的な活動領域として、移動可能端末等決済事業を始めとするいわゆる決済代行業が挙げられる。

平成27年報告書では、こうした分野で FinTech 企業を始めとする PSP の参入が進んでいる現状を踏まえ、以下のような制度設計を提言している。

- ① アクワイアラーの必要的登録制の導入と加盟店調査の義務付け
- ② PSP の任意登録制の導入と加盟店調査の代行等の特例
- ③ アクワイアラーと登録 PSP の加盟店調査義務における「性能規定」的な考え方

¹⁴ 「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）、「キャッシュレス化に向けた方策」（平成26年12月26日、内閣官房、金融庁、消費者庁、国土交通省、国土交通省、観光庁）、「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）

こうした規制枠組みの柔構造化や監督手法の柔軟化を通じて、加盟店調査について FinTech を活用したモニタリング等の柔軟な対応を許容しつつ、効果的な悪質加盟店排除による消費者保護の充実を図ることや、PSP とアクワイアラーとの競争促進を通じた取引全体のコスト削減等が実現されることが期待される。

また、クレジットカード取引のセキュリティ強化を図る上でも、FinTech 企業のセキュリティ技術の活用が期待される。第 2 章で述べたセキュリティ対策の義務付けに関する「リスクベース」、「性能規定」、「マルチステークホルダー・プロセス」等の考え方は、技術専門的なセキュリティ領域において、民間の主体的取組みを促しながら、FinTech の活用によるイノベーションの促進を通じた「利便性と安全性」の両立を効果的かつ効率的に実現し得るものと考えられる。

第 3 節 加盟店等における書面交付義務の見直し等について¹⁵

現行の割賦販売法では、包括信用購入あつせんについて、①カード発行時のイシュアーの書面交付（支払期間・回数等）（30 条）、②カード利用時のイシュアーの書面交付（支払総額等）（32 条の 2 の 3 第 1 項・2 項）及び③カード利用時の加盟店の書面交付（現金販売価格等）（同条第 4 項）について義務付けられている。

このうち、③加盟店の書面交付義務については、第 9 回割賦販売小委員会において、クレジット業界から、消費者にとって利便性の高い決済サービスの普及に悪影響を与えるとの指摘があり、また、第 15 回割賦販売小委員会においては、FinTech 協会から、加盟店におけるカード決済導入のネックとなり、キャッシュレスのすそ野拡大の障害となっているとの指摘があり、①加盟店の書面交付義務の撤廃又は情報提供手段の柔軟化と書面記載項目の見直し、②マンスリークリアのみを取り扱う加盟店における書面交付の要否についての解釈明確化、③後リボが利用された場合の加盟店の事後的な書面交付の要否に関する解釈明確化、等の要望が提出されたところ。

これらの指摘を踏まえ、加盟店等の書面交付義務について、その立法趣旨を踏まえつつ、IT 環境の変化に応じた見直しの方向性について、以下のように考えることが適切である。

1. 従前の経緯

（1） 割販法上の書面交付義務に関する規定の立法趣旨と改正経緯

¹⁵ なお、ここでいう加盟店に交付が義務づけられる書面は、割販法に基づくクレジット取引に関する書面交付を指し、販売店が決済手段に関わらず消費者に対して任意に手交する通常のレシートを論じるものではない。

割賦法上のクレジットカードに係る書面交付義務の原型は、昭和36年制定時から割賦販売について規定されている割賦販売条件の明示義務（3条、但し当時は訓示規定）、及び販売契約締結時の書面交付義務（4条、但し当時は訓示規定）である。（なお、当時は割賦購入あっせんに係る書面交付義務は存在しなかった。）

当時は、3条については、一般購入者の保護のため、現金販売価格と割賦販売価格を比較衡量して購入方法を決定しうるようにすることを目的とする規定として理解されていた。また、4条については、契約書面主義の慣行を確立し、契約の内容を消費者にあらかじめ充分覚知させるとともに、契約締結後に当事者間に種々の紛争が起こることを防止することを目的とする規定として理解されており、具体的には契約書等の交付が想定されていたものである。

その後、昭和47年改正によって、上記の各義務違反に対する罰則（53条）が設けられ、昭和59年改正によって、クレジットカード発行時の割賦購入あっせん業者の取引条件表示のための書面交付義務（30条）及びカード利用時の割賦購入あっせん業者の書面交付義務（現行の30条の2の3第1項・2項）及び加盟店の書面交付義務（同条4項）が導入された。¹⁶

現在、30条については、クレジットカード発行時に消費者が販売条件等を十分に比較検討したうえで購入方法を選択できるようにすることを目的とする規定、30条の2の3については、支払関係の長期継続による販売契約等の内容の複雑化に鑑み、契約内容を明確にし、もって消費者保護を図ろうとする規定と理解されている。

（2） 書面一括法による電子化

① 一定の要件の下に書面交付義務の電子化を認める規定（30条の6による4条の2の準用）は、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」（以下「書面一括法」という。）による平成12年改正によって導入されたものである（なお、同法により、割賦法を含めて50本の法律が改正されている。）。

② 書面一括法は、電子商取引の促進の阻害要因と認識されていた民一民間の書面交付等の義務についての見直しを目的とするものである。

同法の立案過程においては、書面の有する①意思伝達機能、②警告機能③証拠機能に着目し、電子化してもその機能を担保し得るかという観点等から、各法の書面の電子化の可否を検討した結果、①相手方の同意、②相

¹⁶ さらに平成20年改正によって、カード利用時の書面交付義務について、アクワイアラ加盟店が含まれることを明確化する等の措置が講じられた。

手方の求めに応じた書面交付、③不到達リスクの事業者負担（相手方への到達の確認）という要件により、電子化を認めることとなった。¹⁷

なお、同法上、対象となった個別法ごとに状況変化に応じた更なる電子化促進や情報提供の在り方の見直しを制限する規定はなく、また、それを否定する趣旨とも解されない。

2. 基本的な考え方

（１） 書面一括法以降の状況変化への対応

書面一括法は、上述のように、個別法ごとの状況変化に応じた更なる電子化促進や情報提供の在り方の見直しを制限するものではない。

ここで状況変化について見れば、平成１２年の書面一括法制定時には利用者４７０８万人、人口普及率３７．１％だったインターネットは、平成２６年末には利用者１億１８万人、人口普及率８２．８％と飛躍的に普及している。

このような状況変化を踏まえ、割販法の定めがFinTechによる消費者利便の向上に資する新サービスの展開に過剰なコストを課し、その発展を阻害することのないよう、クレジットカード取引における消費者への情報提供の在り方について、改めて再考する必要があるのではないか。

（２） 見直しの方向性

上述のように、割販法上の書面交付義務は、契約内容の明確化による消費者の選択可能性を担保し、もって紛争の未然防止を図ることに主眼を置いている。

こうした法の基本的趣旨を踏まえつつ、上記のような状況変化に対応し、消費者にとって、取引のどの段階でどのような情報が必要か、また、それを誰から提供させるべきかについて、改めて再考する余地があるのではないか。

すなわち、クレジットカード取引においては、まず消費者とイシューアーとの間で会員約款を用いて基本契約たる「会員契約」が締結され、それに従って消費者が加盟店においてクレジットカードを利用した場合に、立替払が行われ、消費者が事後的にイシューアーに対して立替金相当額及び手数料を支払うこととなるが、カード利用の際の権利義務関係の大半は会員約款に定められている。

したがって、カード利用の際には、契約内容の全てではなく、当該商品の代金額と最終的な支払金額、支払回数等、個別の債権内容ないし支払内容についての情報を提供することで足りると考えられるのではないか。

¹⁷ なお、①取引が相対で行われる等、電子取引が行われる可能性のないもの、②クーリングオフ関連規定、③消費者トラブルが特に多いもの（連鎖販売取引等）、④警告機能が特に重視される規定（解除の際の書面催告等）については、書面一括法の対象とはせず、電子化を認めないこととされた。

また、加盟店については、ある商品について消費者が現金で購入する場合には書面交付義務を負わないのに対し、クレジットカードを用いて購入したときのみ、上記のイシューアーによる書面交付とは別に書面交付義務を負う実質的な理由を、改めて問う余地があるのではないか。

3. 具体的な対応

(1) 後リボの解釈明確化

現行の割販法において、いわゆる「後リボ特約」¹⁸については、30条の2の3第1項・2項・4項との関係では、販売契約等の締結時に、後リボに変更された場合に備えて、所定の書面交付義務を果たしておく必要はなく、実際にリボ払いに変更された段階で「遅滞なく」法定書面が交付されれば足り、また、同第3項については、リボ払いに変更された後の請求にのみ適用される、と解釈されている。

他方、同条第4項は、「包括信用購入に係る販売の方法により」販売契約等を締結したときについて、加盟店に書面交付を求めるものであるところ、「マンスリークリアに係る販売の方法により販売された後に、事後的にリボ払いに変更された場合（後リボの場合）」については同項の規定は適用されないと考えられる。これを踏まえ、監督当局において解釈を明確化すべきである。

(2) 消費者に提供すべき情報項目の見直し

書面交付義務において消費者への提供が必要な情報の項目については、消費者保護の趣旨に照らし、現行法令の規定内容が現状において合理性を持っているか、あらためて見直す余地がある。

例えば、①カード会社により情報提供がなされる（30条、30条の2の3第1項・2項）ため、必ずしも加盟店に提供を義務付ける必要のない項目、②法の趣旨との関係で、そもそも、時代の変化により、現時点においては提供が不要になっていると整理できる項目、③情報提供が必要であるとしても柔軟な方法で情報提供させるべき項目、④該当する加盟店にのみ情報提供させればよい項目、といった分類を参考としつつ、消費者にとって、取引のどの段階でどのような情報が必要か、また、それを誰から提供させるべきかという観点から、改めて検討すべきである。

(3) 情報提供の在り方について

スマートフォンの普及等情報化の飛躍的進展という社会状況の変化、FinTech等によるイノベーション振興の観点、情報提供に関してIT化に応じた対応を図る他法の動向等を踏まえ、情報提供に関する割販法の規定が今後の技

¹⁸ クレジットカードで1回払い（翌月一括払い等）で購入した後、カード会員の選択によりリボルビング払いに変更できる特約。

術革新や新ビジネスの創出を阻害することのないよう、「書面交付を原則、電磁的方法を例外」とする現行の書面交付義務の妥当性についても改めて考える必要がある。

例えば、消費者がインターネットを通じて購入の申込みを行った場合など、電磁的方法により情報提供を行うことについて個別に消費者の承諾を求めることが、必要性に乏しく、かつ、消費者にとってもかえって煩雑となると考えられる。また、ネット上の情報提供を可能とすることで、現行では通常月単位となっているリボ払い等に関する情報提供の頻度を上げ、リアルタイムに近づけていくことや¹⁹、重要事項を絞り込んで表示し、詳細情報は必要に応じてクリックして読みに行くような「伝える」工夫もやりやすくなる等、情報提供の質の向上も期待される。

こうした観点を踏まえつつ、情報提供に関する割販法の規定が今後の技術革新や新ビジネスの創出を阻害することのないよう、①カード発行の際のイシューアーによる書面交付義務（30条）、②カード利用の際のイシューアーの書面交付義務（30条の2の3第1項・第2項）、③カード利用の際の加盟店の書面交付義務（同条第4項）といった現行の書面交付義務の各類型ごとに、それぞれの機能や立法趣旨に鑑みて、情報提供手段として多様な手段を認めたり、電磁的方法による情報提供の要件となる承諾の取り方を柔軟化する余地がないか、検討すべきである。

特に、カード利用の際の加盟店の書面交付義務については、必ずしも消費者との継続的取引関係を前提としない場合が多いことや、店頭等における多様な情報提供の在り方が考えられることも十分に踏まえて検討する必要がある。また、一定割合存在する、高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への情報提供が確保されるよう、少なくとも消費者の求めがあった場合には書面交付を行うこととする等の配慮も必要である。

なお、これらの検討の際には、情報提供に係る諸外国の法制度も参考にしつつ、カード利用の際に会員契約とは別に個別の与信契約（「包括信用購入あつせん関係受領契約」）が成立するとの現行法の前提を維持すべきか否かも含めて検討を行うことが必要である。

¹⁹ 例えば、欧米では、クレジットカードの利用の都度、イシューアーから消費者に対して、メール送信するサービスがセキュリティの観点から広がっており、このような都度の利用通知が不正使用の防止にも効果があるとの指摘もある。

おわりに

本小委員会は、平成27年報告書及び本追補版の提言（以下「本提言」という。）に即して、政府において法的措置の早期導入に向け、必要な対応を推進することを強く要請する。

本提言は、クレジットカード取引におけるオフアス化等の機能分化（アンバンドリング化）や、セキュリティに係るリスクの急速な高まり、移動可能端末等決済事業者等に代表される FinTech の活用可能性の拡大といった、クレジットカード取引の基盤にかかわる大きな構造変化の潮流を踏まえ、消費者保護及び産業政策上の観点から、クレジットカード取引システムの健全な発展を図り、クレジットカードを利用する全ての消費者の利益向上につなげるため、割販法の改正等に係る基本的方向性を示したものである。

本提言を踏まえ、技術力や信頼度の高い FinTech 企業に新たに法的な位置づけを与え、また、セキュリティ対策等について「性能規定」の考え方を採り入れること等を通じて、イノベーションを促進し、クレジットカード取引を利用することで便益を受ける消費者の利益保護と消費者トラブルの未然防止や救済による消費者の利益保護の両立を実現することを期待する。

我が国では、販売業者と購入者との二者間の分割払いによる信用販売から、ノンバンクの発行するチケット・クーポンによる第三者介在型の信用販売が独立分化・専門化し、現在のクレジットカード産業の成長へとつながった。

割販法は、産業政策的観点に基づいて「取引秩序法」として制定された昭和36年当時から、二者間の信用販売である「割賦販売」のみならず、機能分化した第三者型の信用販売についても、「間接割賦販売」又は「総合割賦販売」と呼ばれ「広義の割賦販売」に該当することから、「割賦購入あつせん」として規律を及ぼし、これらの取引の健全な発展と購入者の保護に寄与してきたものである。

本小委員会において議論されたいわゆるオフアス化等は、第三者にとどまらず、更なる機能分化により第四者、第五者が介在する取引が増加しているというクレジットカード取引における大きな構造変化を示すものである。本提言における規制枠組みの柔構造化や監督手法の柔軟化等は、制定時から取引の機能分化・環境変化に着目し、時機に後れることなく対応を講じてきた、従来の割販法のまさに延長線上に位置するものである。

クレジットカード取引については、取引に関わる主体の多様化・機能分化や技術的進展といった更なる取引実態の変化が予想されるところであり、政府においては、利便性と安全性の両立の観点から、今後とも、こうした取引実態の変化を適確に把握し、制度整備に関する検討を適時適切に行っていくことが必要である。

以上

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会
委員等名簿

(委員長)

山本 豊 京都大学大学院法学研究科教授

(委員)

池本	誠司	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員
岩崎	薫里	株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員
大谷	聖子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会消費者相談室副室長
尾島	茂樹	名古屋大学大学院法学研究科教授
小塚	莊一郎	学習院大学法学部教授
※第16回(5月26日)のみオブザーバー		
沢田	登志子	一般社団法人ECネットワーク理事
鈴木	基代	独立行政法人国民生活センター相談情報部長
二村	浩一	山下・柘・二村法律事務所弁護士
藤原	静雄	中央大学法務研究科教授
丸山	絵美子	名古屋大学大学院法学研究科教授
渡辺	達徳	東北大学大学院法学研究科教授

(専門委員)

與口 真三 一般社団法人日本クレジット協会理事・事務局長

(オブザーバー)

赤松	憲	株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員
浅沼	清保	イオンクレジットサービス株式会社取締役兼常務執行役員営業本部長
沖田	貴史	SBI大学院大学特任教授
桜町	道雄	消費者庁取引対策課長
島貫	和久	三菱UFJニコス株式会社経営情報室担当常務執行役員
杉本	直栄	株式会社ジャックス相談役
万場	徹	公益社団法人日本通信販売協会常務理事
吉岡	優	GMOペイメントゲートウェイ株式会社上席執行役員統括部長

(五十音順)

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会
審議経過

平成27年7月3日

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 「報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」 公表

第14回 平成28年4月4日

- 議題： 1. 「産業・金融・IT融合に関する研究会」での議論について
2. クレジットカード取引におけるセキュリティ強化について
（1）「クレジット取引セキュリティ対策協議会」の実行計画について
（2）重要インフラとしてのサイバーセキュリティ対策について
（3）クレジット分野におけるサイバー攻撃の現状について
（4）IC化に関する諸外国調査結果について

第15回 平成28年4月21日

- 議題： 1. 昨年とりまとめた報告書を踏まえた進捗状況について
2. 特定商取引法改正法案への割賦販売法における対応について
3. 新たな業態（FinTech）を踏まえた規制の見直しの要否について
4. クレジットカード取引におけるセキュリティ強化について②

第16回 平成28年5月26日

議題： 報告書追補版（案）について

別紙 1. 悪質加盟店排除のための国際ブランドとの連携について

別紙 2. 悪質加盟店排除に向けた国民生活センターとの連携について

別紙 3. 規制のスマート化（性能規定化）

別紙 4. マルチステークホルダー・プロセスについて

出典：平成 19 年 10 月 安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会中間報告書 ～「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）」の在り方～

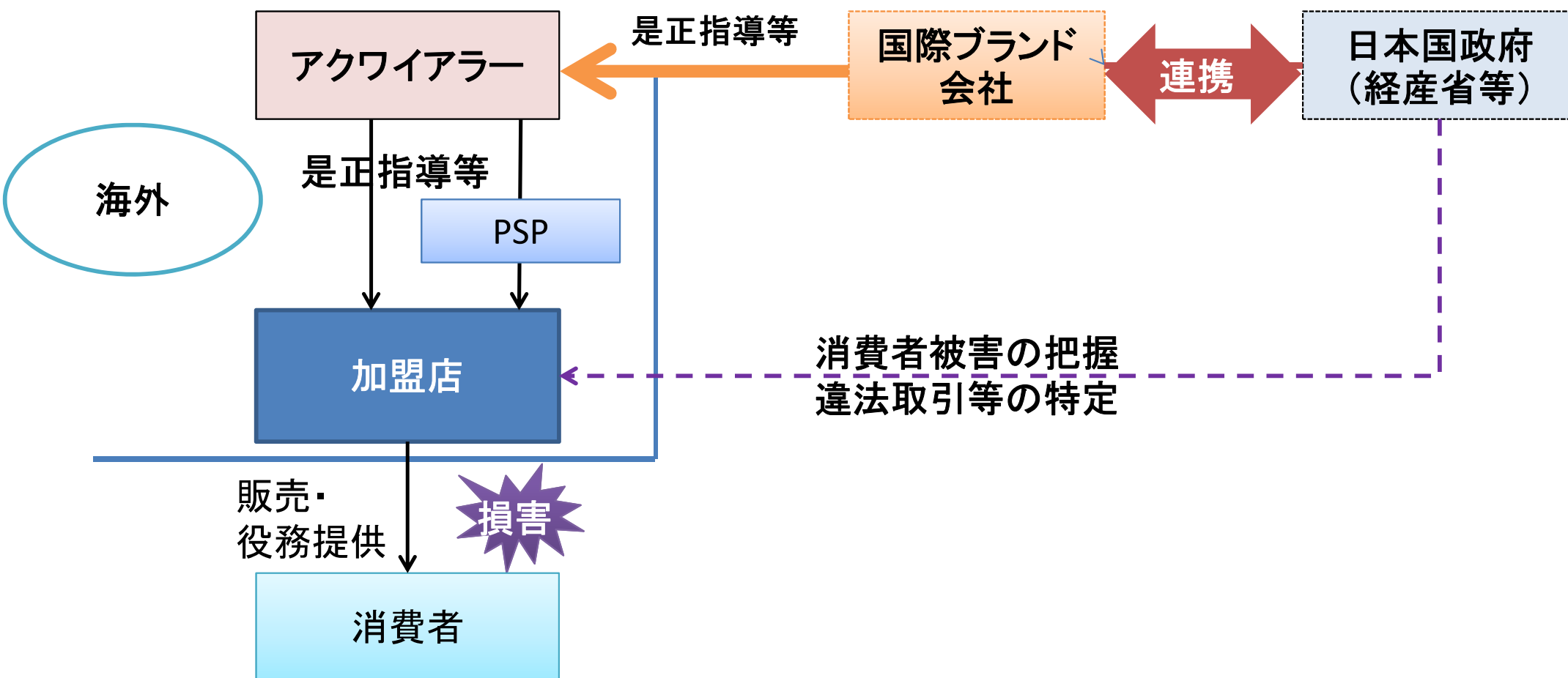
http://www5.cao.go.jp/npc/sustainability/research/files/srken_interimreport.pdf

別紙 5. FinTech 時代の課題と対応の方向性

悪質加盟店排除のための国際ブランドとの連携について

別紙 1

違法取引等により日本の消費者に対して著しい損害を与える国内外のカード加盟店等を排除するため、国際ブランドと経済産業省の連携により、こうした**悪質加盟店等と契約している海外アクワイアラーへの是正指導等の必要な対応**を行っていくことについて合意した(4月12日)



(参考)「割賦販売小委員会報告書(2015.7)」における記載(P.19)

2. 国際ブランドについて

主に海外アクワイアラー経由の取引について、海外アクワイアラー・加盟店の是正等の実務的な協力を求める。

制度的な措置については、国際ブランドが、クレジットカード取引スキーム、とりわけイシューとアクワイアラー等の連携に重要な主体であることに留意し、更なる実態把握を実施した上で、将来の検討課題とする。

悪質加盟店排除に向けた国民生活センターとの連携について

国民生活センターの苦情情報（PIO-NET）を、割賦販売法に規定されている加盟店調査、苦情対応調査のための端緒情報として活用することで、問題のある加盟店に対する是正・排除を早期に行い、消費者の利益の保護、安全・安心なクレジット取引の実現を図る。

クレジット会社

日本クレジット協会

経済産業省

国民生活センター

苦情データの活用

①情報提供依頼
(3ヶ月毎)

※クレジット取引に関する苦情情報

④クレジット会社への
提供データの作成

③データの確認・送信

②データの作成・提供

⑥データ受取・管理

⑤データの送信

※経済産業省はPIO-NET情報の適切な利用及び管理等について、日本クレジット協会及びクレジット事業者に対する監督・指導等を行う。

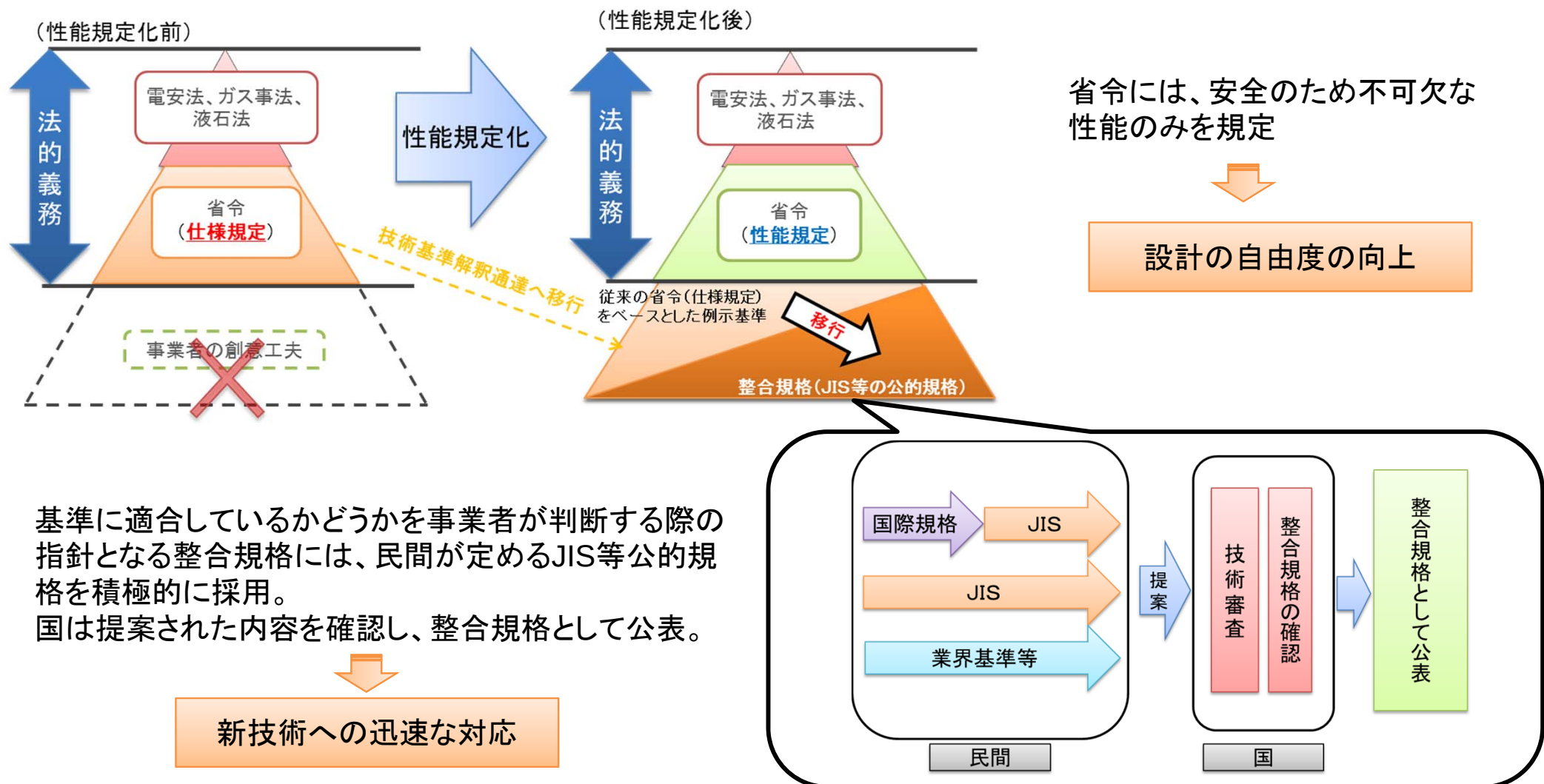
(参考)「割賦販売小委員会報告書(2015.7)」における記載(P.19)

(5) 定量的な相談・苦情情報の活用に向けた事項

- ・ 加盟店の調査において、独立行政法人国民生活センターが収集している相談・苦情情報の有効活用等を推進するため、制度的・実務的な課題を検討し、必要に応じて措置を講ずる。

規制のスマート化（性能規定化）

- 電気用品、ガス用品等の技術基準について、国が品目毎に寸法、形状、材質等の詳細を定める「仕様規定」から、製品安全に不可欠な性能のみを定める「性能規定」とする体系に見直し。
- 整合規格には、民間が整備するJIS等の公的規格を積極的に採用。



安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

中 間 報 告 書

～「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」の在り方～

平成 19 年 10 月

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

参考資料 II

マルチステークホルダー・プロセス
(Multi-stakeholder Process : MSP)
について

1. マルチステークホルダー・プロセスとは

①マルチステークホルダー・プロセス(Multi-stakeholder Process : MSP)の定義

(※資料²⁴を基に内閣府において整理)

- (1) 平等代表性を有する3主体以上のステークホルダー間における、
(2) 意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通のプロセス。

(1)ステークホルダーの平等代表性(equitable representation)

MSP におけるあらゆるコミュニケーションにおいて、各ステークホルダーが平等に参加し、自らの意見を平等に表明できるということであり、また、相互に平等に説明責任を負うということ。

(2)意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通

政策決定から共通認識の形成、実践的な取り組み実施に向けての合意、ステークホルダー間のパートナーシップやネットワーク形成に至るまでを幅広く含むもの。

②MSP の歴史的背景

◆MSPは、主に 80 年代後半から 90 年代にかけての“持続可能な発展”に関わる議論の中で登場。

- ・ 1987 年の環境と開発に関する世界委員会 (通称ブルントラント委員会) 報告書「我ら共通の未来 (Our Common Future)」、および、1992 年の環境と開発に関する国連会議 (通称リオ・サミット) 採択文書「アジェンダ 21」では、ともに“持続可能な発展を達成するためには、様々なステークホルダーが政策決定に関する情報へアクセスし、政策決定へ参加する制度を保障することが不可欠である。”と述べられている。
- ・ 「アジェンダ 21」の提唱によって、MSPの先駆的事例として、多様なステークホルダーの参加を制度として保障した「持続可能な開発委員会 (CSD)」創設。

◆以降、様々なテーマ(環境、人権、労働、消費者問題等)と、レベル(国際、国内、地域等)において適用。

③MSP が適する条件

- a) 参加主体間に、対話が不可能であるまでの対立が発生していないこと。
- b) 取り扱われるテーマがある程度具体性を帯びているものであること。
- c) 最終目的が参加主体間で共有され、かつ、対話を経ることにより目的が達成される合理的な可能性 (reasonable probability) があること。

²⁴ Hemmati, Minu ed. (2002) ‘Multi-stakeholder Processes for Governance and Sustainability’, Earthscan, London. を主要文献とした。また、本資料もこの文献に依拠してまとめている。

④MSP によって得られるメリット

- a) 対話や情報共有等を通じて、参加主体間に一定の信頼関係が醸成されるとともに、相互にとって最善の解決策を探ろうとする姿勢(win-win attitude)が創出される。
- b) 広範なステークホルダーが参画することによって、対話の成果である決定や合意等への幅広い正当性(Legitimacy)が得られる。
- c) 各ステークホルダーが主体的に参画することにより、それぞれの主体的な取組が促される。
- d) 単独の取組もしくは二者間の対話のみでは解決できない、もしくは、十分な効果が得られない問題が、3主体以上の関与によって解決可能になる。
- e) 各ステークホルダーが自己利益のみを目指して行動した場合、結果として各主体の利益が損なわれるという“囚人のジレンマ”的な状況にある問題が解決可能になる。

2. マルチステークホルダー・プロセスの類型

MSP が用いられた実際の事例をその目的から分類すると、以下の五つに分けられる。

a) 利害折衝型

ステークホルダー間に利害対立が存在する場合であって、その妥結点を模索することが目的。

事例: シェル石油ブレント・スパー問題(1996 年 11 月～1997 年 12 月)

当初、シェル石油はイギリス政府の許可を得た上でオイル貯蔵ブイ(ブレント・スパー)を海洋投棄処理する予定であったが、これに対して、環境 NGO や北海周辺国が反対したため、海洋投棄処理を断念せざるを得なくなった。そこでシェル石油は、各国政府および沿岸地方政府、環境 NGO、技術専門家、工事請負業者等を交えた代替処理方法についての対話を開催し、その結果妥結された処理方法を採用した。

b) コミットメント形成型

各ステークホルダーの議論への主体的な参画により、協働の実効性を確保することが目的。

事例: 国連グローバル・コンパクト(1999 年～現在)

前国連事務総長コフィー・アナンの主導により開始された、人権、労働基準、環境、反汚職の分野よりなるビジネスの 10 の原則について定めたもの。それぞれの原則およびそれに付随する事案テーマについて、MSP によりフォーラムなり学習会なりが開かれ、グッド・プラクティスの共有等が行われている。取り組みを強制する形式ではないが、企業の自発的な参加表明によってある程度の取り組みを確保する方式である。

c) 規範形成型

広範なステークホルダーが参画し、意識水準を互いにすり合わせることで、幅広い正当性を持ったガイドライン等の規範を作成することが目的。

事例: グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI) (1997 年～現在)

組織(企業のみならず各種団体も含む)の自発的な持続可能性レポートについての国際的枠組みの開発、および、合意の形成を目的としたイニシアティブ。継続的なワーキング・グループの開催や各ステークホルダーからの評価により、常時、枠組みの内容について相互的な見直しや修正が行われている。また、成果は GRI ガイドラインとして発行されている。

その他の事例 : 鉱業・鉱物資源と持続可能な開発(MMSD)、世界ダム委員会(WCD)、持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)、森林管理協議会(FSC)、海洋管理協議会(MSC)、SA8000 等

d) 情報および認識共有型

政策決定等の前提となる情報を各ステークホルダーが持ち寄り、共通の認識を得ることが目的。

事例：欧州マルチステークホルダー・フォーラム（2002 年 10 月～2004 年 6 月）

欧州委員会の主導により EU 圏の政治戦略の一環として CSR を促進するために設けられた。CSR の取り組み、および、CSR ツールの革新、透明性、統一性の促進について、産業界、労働団体、NGO 等が、事例分析等を通じて情報共有し、報告書および勧告書を公表した。勧告書は法的拘束力を伴うものではないが、加盟国および各ステークホルダーは勧告書の内容を実行に移すことが求められている。

e) 政策提言型

各ステークホルダーがそれぞれの意見を持ち寄り、広く受け入れられる提言を作成することが目的。

事例：コロンビア川下流域の持続可能な開発のための協力（1999 年中頃～不明）

米国陸軍工兵隊（U.S. Army Corps of Engineers）が、国家環境政策法（NEPA※）に基づきコロンビア川下流域の水路掘削工事計画の策定を行おうとしたところ、河川下流域の地方政府および住民等の関係者はこれに承服せず、MSP による工事計画の対案を策定しようとした事案。主としてアストリア市と環境 NGO の主導のもと、河川下流域の地方政府、港、米国海洋大気庁（NOAA）が参加した。（但し、資料が無いため、成果物についての詳細は不明。）

※NEPA の正式名称は、National Environmental Policy Act。1969 年に米国で制定された環境影響評価制度の先駆けとなる法律である。合衆国政府の主要な行為（政策・計画・事業等）で環境に影響を与えるものに環境影響評価を行う事を義務付けている。

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

委員名簿

委員長	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員長代理	上妻 義直	上智大学経済学部教授
委 員	秋山 をね	株式会社インテグレックス代表取締役社長
	阿部 治	立教大学社会学部現代文化学科教授
	海野 みづえ	株式会社創コンサルティング代表取締役
	小畑 史子	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	高 巖	麗澤大学大学院国際経済研究科教授
	谷本 寛治	一橋大学大学院商学研究科教授
	浜辺 陽一郎	早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士
	藤井 良広	上智大学大学院地球環境学研究科教授
	水口 剛	高崎経済大学経済学部准教授
	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

デジタル化推進、データ流通・利用の環境整備

あらゆる情報のデジタル化推進

- データの電子化（キャッシュレス化等）
- データ標準の整備（クレジットカード等）

データを使い・つなげるためのインフラ整備

- 高度情報インフラの整備・導入（金融EDI等）
- パーソナルデータ活用のあり方
- 情報セキュリティの強化

FinTechイノベーションに対応する環境整備

イノベーションを促す新たな制度・規制の枠組みへの転換

- 新たな技術やサービスに対応した規制・制度環境の整備（割賦販売法の見直し等）

技術検証・ビジネス実証の促進

- ブロックチェーン等の新たな技術への対応
- 日本発FinTech技術の活用促進

FinTechの潜在力を解き放つ環境整備

FinTechのメリットを最大化する行政プロセス等の変革

- 認証確認手続のデジタル化・簡素化（マイナンバー制度の活用等）
- 各種行政手続、プロセスのデジタル化加速

新たなFinTechサービスを生み出す環境整備

- 行政、金融機関等におけるオープンAPI（システムレベルでの接続口）整備の促進

FinTechビジネス・金融イノベーションの促進

FinTechビジネス成長支援

- 人材・資金等のリソース供給やマッチング、規制対応支援（IoT推進ラボ等）

金融機関のイノベーション促進

- オープンイノベーション・エコシステム構築支援
- 環境変化に対応する攻めの投資